

募集等に係る株券等のお客さまへの配分に係る基本方針

2006年6月13日制定

2025年4月1日改正

極東証券株式会社

1. 当社は、募集若しくは売出しの取扱い又は売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客さまへの配分において、お客さまの多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 当社は、株券等の配分を行うに際して、あらかじめお客さまの需要動向の把握に努め、適切な募集等を行うとともに、公正な配分に努めることを基本方針としております。
3. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客さまへの配分を行います。なお、機関投資家のお客さまにつきましては、ブックビルディングにおける需要申告の状況などを考慮のうえ、適切な配分に心がけております。

（1）新規公開株式の抽選による配分

新規公開株式の個人のお客さま（主幹事証券会社が定める機関投資家に該当しない法人を含みます。）への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として一定割合について抽選により配分先を決定いたします。なお、新規公開株式には、新規公開による外国株信託受益証券を含むものとします。

新規公開株式の抽選は、次の要領で行います。

- ① 抽選は、当社に既にお取引口座をお持ちの個人のお客さまで、ブックビルディング期間中に当社に行われた需要申告を対象に、抽選日（発行価格決定日）に当社が行います。この場合、抽選により決定する配分数量は、個人のお客さまへの配分予定数量の10%以上といたします。なお、出来るだけ多くのお客さまに配分が行われるよう、お一人のお客さまへの当選数量の上限は1単位とさせていただきます。

なお、当社は、お客さまとの直接対話を基本としたコンサルティング営業を行っておりますので、新たにお取引口座を開設されるお客さまについては、投資に関する情報及び適合性の原則等を総合的に判断し、需要申告をお断りすることがございます。

- ② 抽選に当たっては、抽選対象となる需要申告に番号（乱数）を付し、その番号を対象に抽選を行います。
- ③ 抽選の結果、当選されなかったお客さまの需要申告は、抽選によらない配分による割り当ての対象といたします。
- ④ 抽選に当選されたお客さまには、抽選日から翌営業日にかけて、当選した旨及び払い込みの要領を電話又は電子メールでお知らせいたします。当選されなかったお客さまには、その旨のご連絡はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

なお、当選されても、抽選日の翌営業日17時までに当社からご連絡ができなかったお客さま又は購入の意思表示をされなかったお客さまは、当選の効力はなくなったものとみなしますので、あらかじめご了承ください。

また、当選者よりキャンセルが生じた場合には、抽選によらない配分の対象といたします。

- ⑤ 抽選は、次に掲げるような場合には、その割合を引き下げる事又は抽選による配分を採用しない若しくは中止することがございますので、あらかじめご了承ください。

イ ブックビルディングの需要が積み上がらない場合

ロ 需要申告の数量が当社における抽選数量に満たない場合

ハ 抽選を行う数量が5単元に満たない場合

(2) 新規公開株式の抽選によらない配分

新規公開株式の個人のお客さまへの抽選によらない配分につきましては、お客さまのニーズを的確に勘案したうえで、次の基準のいずれにも合致するお客さまによる申込みを中心に配分することとしております。

① 投資経験が十分あり、新規公開株式のリスクを理解できるお客さま

② 当社の対面営業をご理解していただけるお客さま

③ 預り資産が経常的に3百万円以上見込めるお客さま

(3) 新規公開株式以外の配分

株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分及び既公開株式等の配分につきましては、お客さまのニーズを的確に勘案した上で、抽選によらない配分をすることとしております。なお、増資公表後の新株式等の発行価格決定までの間に当該銘柄の空売りを行ったお客さまには配分を行いませんので、あらかじめご了承下さい。

4. 当社は、新規公開株式の過度な集中配分及び不公正な配分とならないよう、次に掲げる基準を設け、配分を行うこととしております。

① 年間配分回数は、一人当たり6回以内とする。(暦年ベース)

② 抽選によらない方法による配分の一人当たりの配分数量の平均は、抽選による一人当たりの配分数量の平均の10倍程度に留める。

なお、民営化等による政府放出に係る売出し及び大量の新規公開株式の募集等の場合は上記の基準によらない配分をすることがございます。

5. 配分先は、原則としてブックビルディングに需要申告をされたお客さまの中から決定いたします。

ただし、お客さまから需要申告がなされた数量が、当社の配分予定数量に満たない場合又は当社配分に対してお客さまからの辞退が生じた場合には、需要申告されていないお客さまにも、当社とのお取引の状況等を勘案し勧誘を行った結果、配分を行うことがございます。

6. 需要申告は、お取引店舗において対面又はお電話で受け付けます。

7. 需要申告の受付期間、受付方法及び仮条件等、各新規公開案件における具体的なブックビルディングの要領については、各案件の発行会社が作成する有価証券届出書及び目論見書に記載されます。また、これら需要申告の受付期間、受付方法及び抽選等の当社における配分の要領を加えた情報は、その案件のブックビルディング開始から申込期間終了までの間、営業部店の店頭においてお知らせいたします。

8. 個別の事案において、6. までにお示しした内容と異なる方針でブックビルディング又は配分を行う場合には、その変更の理由とともに、7. に併せてお知らせいたします。

9. 当社におきましては、お客さまの損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行わないなど、金融商品取引法や自主規制機関の規則を遵守することはもとより、次に掲げる者への配分は行わないことといたします。

- ① 発行会社が指定する者（自主規制機関の規則で認める者を除きます。）
- ② 当社の役職員等及びその家族
- ③ 当社に対して特定の利便を与えうるなど、社会的不公平感を生じせしめる者
- ④ 暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者

さらに、新規公開株式の配分において同一のお客さまへの過度な集中配分を行わないこと、他の商品の購入を条件に新規公開株式の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規則に明記し遵守に努める所存でございます。

なお、需要申告が①から④までに該当するお客さまからのものであることが判明した場合には、その申告はお受けいたしません。

10. 自主規制機関の規則の定めるところにより、お客さまの一部（主要な機関投資家）について、株券等の需要申告をされたお客さまの名称並びに申告された株券等の需要価格及び数量の情報、また、配分を受けられたお客さまの名称及び配分された株券等の数量の情報を、主幹事証券会社を通じて、株券等の発行会社に提供いたします。

11. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。